

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震診断経費）補助金交付要綱細目

平成26年11月14日
26福保少計第658号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成29年10月13日
29福保子計第748号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 令和3年6月23日
3福保子計第324号
少子社会対策部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第1 交付要綱別表2（第5条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

1 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断を実施する延べ面積（㎡）とする。

2 補助単価

補助単価は、次に定める費用とする。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

附 則

この細目は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成29年10月13日から施行し、同年4月1日から適用する。